

## 白井市若い世代定住促進支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、大学等の進学時から就職時における若い世代の転出を抑制し、定住を支援するため、金融機関等から教育資金に係る貸与又は融資を受けた者で大学等の卒業等をした後も引き続き白井市に定住するものに対して、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき、若い世代定住促進支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関等 日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、日本学生支援機構その他市長が適当と認める機関をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程をいう。
- (3) 学生 大学等に在学している者をいう。
- (4) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。

(支援対象者の要件)

第3条 支援金の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者で大学等の在学中に支援対象者として市長の認定を受けたものとする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 大学等に在学していること。
- (3) 28歳以下で大学等を卒業する見込みであること。
- (4) 白井市に定住する意思を有すること。
- (5) 金融機関等から大学等に係る教育資金の貸与を受けている学生であること又は保護者が金融機関等から受けた大学等に係る教育資金の融資の対象となる学生であること。

(支援対象者の認定)

第4条 支援対象者の認定を受けようとする者は、白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認ができるときは、書類の添付を省略できるものとする。

- (1) 現住所を確認できる書類
- (2) 居住実態を確認できる書類
- (3) 大学等に在学していることを確認できる書類
- (4) 教育資金に係る貸与又は融資を受けていることを確認できる書類
- (5) 誓約書兼同意書(別記第2号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定(不認定)通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(支援対象者の認定の辞退等の届出)

第5条 前条第2項の規定により支援対象者の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに白井市若い世代定住促進支援金支援対象者辞退届出書(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 認定を辞退するとき。
- (2) 市外へ転出するとき。
- (3) 認定の対象である教育資金の全部の返済が免除される時。

(支援対象者の認定の取消し)

第6条 市長は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定取消通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(支援対象者の認定内容の変更)

第7条 認定者は、第4条第2項の規定により認定を受けた内容に

変更があったときは、速やかに白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更申請書（別記第6号様式）に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更承認（不承認）通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 認定者は、第1項の規定にかかわらず、転居した場合又は氏名若しくは電話番号を変更した場合は、白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更届出書（別記第8号様式）により届け出るものとする。

（交付要件）

第8条 支援金の交付を受けることができる者は、認定者のうち第10条の規定による申請時において次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 第4条第2項の規定による認定を受けたときから引き続き、市内に住所を有し、現に居住していること。

(2) 現に就労していること。

(3) 申請をする日の属する年度の年度末において、年齢が30歳以下であること。

(4) 本要綱に定める支援金と同種の助成・補助等を受けていないこと。

(5) 認定の対象である教育資金の返済を滞納していないこと。

(6) 認定者（第3条第5号に掲げる融資の場合は、保護者を含む。）が、市民税等を滞納していないこと。

(7) 白井市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。

（支援金の額及び交付対象期間）

第9条 支援金の額は、次条の規定による申請をする日の属する年度の前年度において、認定の対象である教育資金を返済した額に

2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、80,000円を限度とする。

- 2 支援金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、就労した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。  
（交付申請）

第10条 支援金の交付を受けようとする者は、対象期間の毎年度7月1日から10月31日まで（白井市の休日を定める条例（平成元年条例第19号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に白井市若い世代定住促進支援金交付申請書兼請求書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができるときは、書類の添付を省略できるものとする。

- (1) 現住所を確認できる書類
- (2) 居住実態を確認できる書類
- (3) 就労証明書（別記第10号様式）
- (4) 本条の規定による申請の前年度に就労していることが確認できる書類（1年目の申請に限る。）
- (5) 認定の対象である教育資金の前年度の返済額を確認できる書類
- (6) 認定者（第3条第5号に掲げる融資の場合は、保護者を含む。）の市民税等の納税証明書
- (7) 誓約書兼同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定及び交付）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、白井市若い世代定住促進支援金交付（不交付）決定通知書（別記第11号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金を交付することを決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他市長が支援金を交付することが適当ではないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消すときは、白井市若い世代定住促進支援金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、白井市若い世代定住促進支援金返還命令書（別記第13号様式）により行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日をもってその効力を失う。ただし、この告示の失効までに第4条第2項の規定により支援対象者として認定を受けた者については、なおその効力を有する。

別 記

第1号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定申請書

（宛先）白井市長

白井市若い世代定住促進支援金支援対象者として認定を受けたいので、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

支援対象者 (学生) ※	氏名			
	住所			
	生年月日		年 月 日 ( 歳)	
	電話番号			
	修学先等	大学等名称		
学部学科・学年		(学部学科)	(学年)	
卒業予定年月		年 月 卒業見込み		
通学方法				
教育資金の借入	借入先			
	借入金額		(月額)	円/月 (総額) 円
	借入期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
保護者 ※	氏名		支援対象者(学生)との続柄	
	住所			
	電話番号			

※ 支援対象者(学生)の欄は、支援対象者が記入してください。

※ 保護者の欄は、教育資金の借入契約者が保護者の場合のみ記入してください。

【添付書類】

- (1) 現住所を確認できる書類 ((5) により公簿等の確認に同意する場合は不要)
- (2) 居住実態を確認できる書類 (通学定期等)
- (3) 大学等に在学していることを確認できる書類 (学生証等)
- (4) 教育資金に係る貸与又は融資を受けていることを確認できる書類 (申込書、契約書等)
- (5) 誓約書兼同意書 (別記第2号様式)

誓約書兼同意書

（宛先）白井市長

支援対象者  
氏 名  
住 所  
電話番号

私は、白井市若い世代定住促進支援金申請に当たり、次の事項について誓約し、同意します。

【支援対象者】

誓約事項	(1) 白井市内に定住する意思を有すること。	<input type="checkbox"/>
	(2) 現住所に居住実態があること。	<input type="checkbox"/>
	(3) 本要綱に定める支援金と同種の助成・補助等を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
	(4) 白井市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等でないこと。	<input type="checkbox"/>
同意事項	白井市若い世代定住促進支援金交付手続きのため、市が保有する公簿等について市職員が確認すること。	<input type="checkbox"/>

※ 若い世代定住促進支援金支援対象者認定申請書（別記第1号様式）に添付する場合は、(1)に該当することを確認の上、□に✓をつけてください。

※ 居住実態の確認に当たり、通学定期又は通勤定期等の提出ができない場合は、(2)に該当することを確認の上、□に✓をつけてください。

※ 若い世代定住促進支援金交付申請書兼請求書（別記第9号様式）に添付する場合は、(3)及び(4)に該当することを確認の上、□に✓をつけてください。

※ 「市が保有する公簿等について市職員が確認すること」に同意いただくことにより、現住所を確認できる書類、市民税等の納税証明書の添付が不要です。

※ 保護者が教育資金の借入契約者である場合には、支援対象者だけでなく保護者の市民税等の納税証明書の添付が必要です。ただし、下記により同意する場合は添付が不要です。

【保護者】

私は、白井市若い世代定住促進支援金交付申請に当たり、市が保有する公簿等を市職員が確認することについて同意します。

氏 名  
住 所  
電話番号

第3号様式（第4条第2項関係）

白井市 指令第 号  
年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定（不認定）通知書

様

白井市長

年 月 日付けで申請のあった白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定申請については、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分 認定

修学先等	大学等名称			
	学部学科・学年	(学部学科)	(学年)	
	卒業予定年月	年 月 卒業見込み		
	通学方法			
教育資金の借入	借入契約者	支援対象者 ・ 保護者		
	借入先			
	借入金額	(月額)	円/月	(総額) 円
	借入期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

2 決定区分 不認定

不認定の理由

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金支援対象者辞退届出書

（宛先）白井市長

支援対象者  
氏 名  
住 所  
電話番号

年 月 日付け白井市 指令第 号で白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定（不認定）通知書により通知のあった支援対象者の認定について、下記のとおり辞退したいので、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

記

【辞退理由】

1	認定を辞退する。	<input type="checkbox"/>
2	市外へ転出する。	<input type="checkbox"/>
3	認定の対象である教育資金の全部の返済が免除される。	<input type="checkbox"/>

※ 辞退する理由について、□に✓をつけてください。

白井市 指令第 号  
年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定取消通知書

様

白井市長

年 月 日付で届出のあった白井市若い世代定住促進支援金支援対象者の辞退については、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第6条の規定により、支援対象者の認定を取り消したので通知します。

記

【認定取消理由】

- 認定を辞退する。
- 市外へ転出する。
- 認定の対象である教育資金の全部の返済が免除される。

第6号様式（第7条第1項関係）

年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更申請書

（宛先）白井市長

支援対象者  
氏 名  
住 所  
電話番号

年 月 日付け白井市 指令第 号で白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定（不認定）通知書により通知のあった支援対象者の認定について、下記のとおり変更したいので、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

【変更事項】

修学先等	大学等名称			
	学部学科・学年	(学部学科)	(学年)	
	卒業予定年月	年 月 卒業見込み		
	通学方法			
教育資金の借入	借入契約者	支援対象者 ・ 保護者		
	借入先			
	借入金額	(月額)	円/月	(総額) 円
	借入期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

※ 変更のある事項のみ記載してください。

【添付書類】

変更内容を確認できる書類

第7号様式（第7条第2項関係）

白井市 指令第 号  
年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更承認（不承認）通知書

様

白井市長

年 月 日付けで申請のあった支援対象者の変更については、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分 承認

【変更承認事項】

修学先等	大学等名称			
	学部学科・学年	(学部学科)	(学年)	
	卒業予定年月	年 月 卒業見込み		
	通学方法			
教育資金の借入	借入契約者	支援対象者 ・ 保護者		
	借入先			
	借入金額	(月額)	円/月	(総額) 円
	借入期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

2 決定区分 不承認

不承認の理由

年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定変更届出書

（宛先）白井市長

支援対象者  
氏 名  
住 所  
電話番号

年 月 日付け白井市 指令第 号で白井市若い世代定住促進支援金支援対象者認定（不認定）通知書により通知のあった支援対象者の認定について、下記のとおり変更したいので、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第7条第3項の規定により届け出ます。

記

【変更事項】

1	転居した。	<input type="checkbox"/>
2	氏名に変更があった。	<input type="checkbox"/>
3	電話番号に変更があった。	<input type="checkbox"/>
4	その他（ ）	<input type="checkbox"/>

※ 変更事項について、□に✓をつけてください。

【変更内容】

変更前	
変更後	

【添付書類】

変更内容を確認できる書類

年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金交付申請書兼請求書  
（第一面）

（宛先）白井市長

年 月 日付け白井市 指令第 号で白井市若い世代定住促進支援金支援対象者として認定を受けた白井市若い世代定住促進支援金の交付を受けたいので、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

支援対象者 ※	氏名			
	住所			
	生年月日	年	月	日（ 歳）
	電話番号			
教育資金の借入・返済	借入先			
	借入金額	（月額）	円／月	（総額） 円
	借入期間	年	月	日 ～ 年 月 日
	返済予定金額	（月額）	円／月	（総額） 円
	返済予定期間	年	月	日 ～ 年 月 日
申請額	前年度返済額	円（A）		
	交付申請額	円（A）の2分の1（1,000円未満切捨て）		
保護者 ※	氏名		支援対象者（学生）との続柄	
	住所			
	電話番号			

※ 支援対象者の欄は、支援対象者が記入してください。

※ 保護者の欄は、教育資金の借入契約者が保護者の場合のみ記入してください。

(第二面)

【振込先】

□ 金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名							
	支店名・店番号		店番号					
	種類	普通 ・ 当座						
	口座番号 (右詰で記入)							
	口座名義 (フリガナ) カタカナで記入							
□ ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合、※欄に記入						※	
	通帳番号 (右詰で記入)							
	口座名義 (フリガナ) カタカナで記入							

※ 支援金の振込先について、金融機関 (ゆうちょ銀行以外)、ゆうちょ銀行のどちらかを選択 (□に✓をつけてください) し、記入してください。

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。

【添付書類】

(1) 現住所を確認できる書類 ((7) により公簿等の確認に同意する場合は不要)

(2) 居住実態を確認できる書類 (通勤定期等)

(3) 就労証明書 (別記第10号様式)

(4) 本申請の前年度に就労していることが確認できる書類 (1年目の申請に限る。)

※ (3) 就労証明書により前年度に就労していることが確認できる場合は不要となります。

(5) 認定の対象である教育資金の前年度の返済額を確認できる書類 (通帳写し、証明書等)

(6) 支援対象者の市民税等の納税証明書

※保護者が教育資金の借入契約者である場合には、支援対象者だけでなく保護者の市民税等の納税証明書の添付が必要となります。ただし、(7) により公簿等の確認に同意する場合は不要となります。

(7) 誓約書兼同意書 (別記第2号様式)

就労証明書

（宛先）白井市長

就業先等  
名 称  
所 在 地  
代表者名  
電話番号



次の者は、 年 月 日現在で当事業所に就労していることを証明する。

氏名		
住所		
就労年月日	年 月 日から	
勤務している 事業所	名称	
	所在地	
	電話番号	
通勤方法		
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員（正職員） <input type="checkbox"/> 契約社員その他	
職種		
職務内容		

【証明書作成者様へ】

- 1 この書類は、「白井市若い世代定住促進支援金」の交付申請に当たり、申請者の就労状況について証明していただくものです。証明年月日については、7月1日から10月31日までの間で記載してください。
- 2 訂正する際は、二重線で訂正し、「社印」、「代表者印」、又は「証明書作成印」等により、訂正印をお願いします。
- 3 代表者名及び代表者印は、当該証明を受ける方の勤務する事業所の長（支店長、所長、園長等）の氏名及び職印で差し支えありません。
- 4 記入内容等について、問い合わせをさせていただくことがあります。
- 5 御不明な点がございましたら、「白井市若い世代定住促進支援金」担当課（電話番号）までお問い合わせください。

第11号様式（第11条第1項関係）

白井市 指令第 号  
年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金交付（不交付）決定通知書

様

白井市長

年 月 日付で申請のあった白井市若い世代定住促進支援金交付申請兼請求については、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 不交付の理由

第12号様式（第12条第2項関係）

白井市 指令第 号  
年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金交付決定取消通知書

様

白井市長

年 月 日付け白井市 指令第 号で交付決定した白井市若い世代定住促進支援金については、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので通知します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 交付決定額     | 円 |
| 2 取消額       | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消理由      |   |

第13号様式（第13条第2項関係）

白井市 指令第 号  
年 月 日

白井市若い世代定住促進支援金返還命令書

様

白井市長

年 月 日付け白井市 指令第 号で交付決定した白井市若い世代定住促進支援金について、白井市若い世代定住促進支援金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既に交付した支援金の額 円
- 3 返還すべき金額 円
- 4 返還期限 年 月 日
- 5 返還を命ずる理由
- 6 返還方法